

最高裁デ審第78号

令和6年7月1日

高等裁判所長官 殿

地方裁判所長 殿

家庭裁判所長 殿

最高裁判所事務総長

e 事件管理システムの管理について（通達）

標記について下記のとおり定めましたので、他の通達に特別の定めがある場合を除くほか、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 趣旨

この通達は、e 事件管理システム（R o o o t S）の管理について、システムの適正かつ安定的な運用を確保するために必要な措置等を定めるものとする。

第2 用語の定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 本件システム e 事件管理システムをいう。
- 2 職員 裁判官及びその他の裁判所職員をいう。
- 3 ユーザ ID 別表記載の事件に関して本件システムを利用する職員に対し付与される本件システムのアカウントをいう。
- 4 各庁 各高等裁判所、各地方裁判所、各家庭裁判所及び各簡易裁判所をいう。

第3 ユーザ ID の取扱い等

- 1 ユーザ ID を付与された職員は、ユーザ ID を他の者に貸与してはならない。

- 2 ユーザ ID を付与されていない職員は、本件システムの機能を利用してはならない。
- 3 職員は、自己に付与されたユーザ ID 以外のユーザ ID を用いて本件システムの機能を利用してはならず、また、事務の遂行以外の目的で、本件システムに保存されている情報を利用してはならない。

第4 本件システムで取り扱う事件

本件システムにおいては、民事事件記録符号規程（平成13年最高裁判所規程第1号）、行政事件記録符号規程（昭和38年最高裁判所規程第3号）、家庭事件記録符号規程（昭和26年最高裁判所規程第8号）及び裁判官の分限事件記録符号規程（昭和24年最高裁判所規程第3号）に定める事件のうち、別表記載の事件を取り扱う。

第5 各庁における本件システムの管理

各庁は、各庁における本件システムの管理を行うことができる。この場合において、各庁は、所属する職員の中から、本件システムにおいて各庁のユーザ情報（所属部署、官職並びにシステムの操作及び管理の権限の有無に関する情報をいう。）の登録及び訂正のほか庁単位で行う各種の設定を行うシステム上の権限を有する者として運用管理者及び運用担当者を定めなければならない。

第6 本件システムの利用不能時等における対応等

- 1 各庁は、本件システムに障害が発生するなど本件システムの利用ができない緊急事態の発生に備えて、緊急時対応者（緊急時に必要な対応をとるべき旨の判断をする責任者をいう。以下同じ。）を定めるなど必要な事前措置を講じる。
- 2 緊急時対応者は、1の緊急事態が発生した場合には、必要な対応をとる。

第7 その他

この通達に定めるもののほか、この通達の実施に必要な事項については、民事局長、行政局長、家庭局長及びデジタル審議官が定める。

付 記

【機密性2】

この通達は、令和6年7月16日から実施する。

(別表)

簡易裁判所

民事事件

和解事件

督促事件

通常訴訟事件

手形訴訟事件及び小切手訴訟事件

少額訴訟事件

少額訴訟判決に対する異議申立て事件

控訴提起事件

飛躍上告提起事件

少額異議判決に対する特別上告提起事件

再審事件

抗告提起事件

民事一般調停事件

宅地建物調停事件

農事調停事件

商事調停事件

鉱害調停事件

交通調停事件

公害等調停事件

特定調停事件

共助事件

民事雑事件

行政事件

共助事件

地方裁判所

民事事件

通常訴訟事件

家庭裁判所移行前の人事訴訟事件

手形訴訟事件及び小切手訴訟事件

控訴提起事件

飛躍上告提起事件

飛躍上告受理申立て事件

再審事件

控訴事件

上告提起事件

抗告事件

抗告提起事件

発信者情報開示命令事件

労働審判事件

民事一般調停事件

宅地建物調停事件

農事調停事件

商事調停事件

鉛害調停事件

交通調停事件

公害等調停事件

特定調停事件

共助事件

民事雑事件

人身保護事件

人身保護雑事件
行政事件
訴訟事件
控訴提起事件
飛躍上告提起事件及び上告提起事件
飛躍上告受理申立て事件
再審事件
抗告提起事件
共助事件
雑事件
家庭裁判所
家事審判事件
家事調停事件
人事訴訟事件
通常訴訟事件
子の返還申立事件
家事抗告提起事件
民事控訴提起等事件
再審事件
保全命令事件
家事共助事件
家事雑事件
高等裁判所
民事事件
通常訴訟事件
控訴事件

上告提起事件
上告受理申立て事件
抗告事件
特別抗告提起事件
許可抗告申立て事件
再審事件
上告事件
特別上告提起事件
民事一般調停事件
宅地建物調停事件
農事調停事件
商事調停事件
鉱害調停事件
交通調停事件
公害等調停事件
民事雜事件
人身保護事件
人身保護雜事件
行政事件
訴訟事件（第一審）
控訴事件
上告提起事件
上告受理申立て事件
特別上告提起事件
抗告事件
特別抗告提起事件

許可抗告申立て事件
再審事件
雑事件
家庭事件
家事審判事件
家事調停事件
裁判官の分限事件
第一審事件
最高裁判所
民事事件
上告事件
上告受理事件
特別上告事件
特別抗告事件
許可抗告事件
再審事件
民事雑事件
行政事件
訴訟事件（第一審）
上告事件
上告受理事件
特別上告事件
特別抗告事件
許可抗告事件
再審事件
雑事件

【機密性 2】

裁判官の分限事件

第一審事件

抗告事件